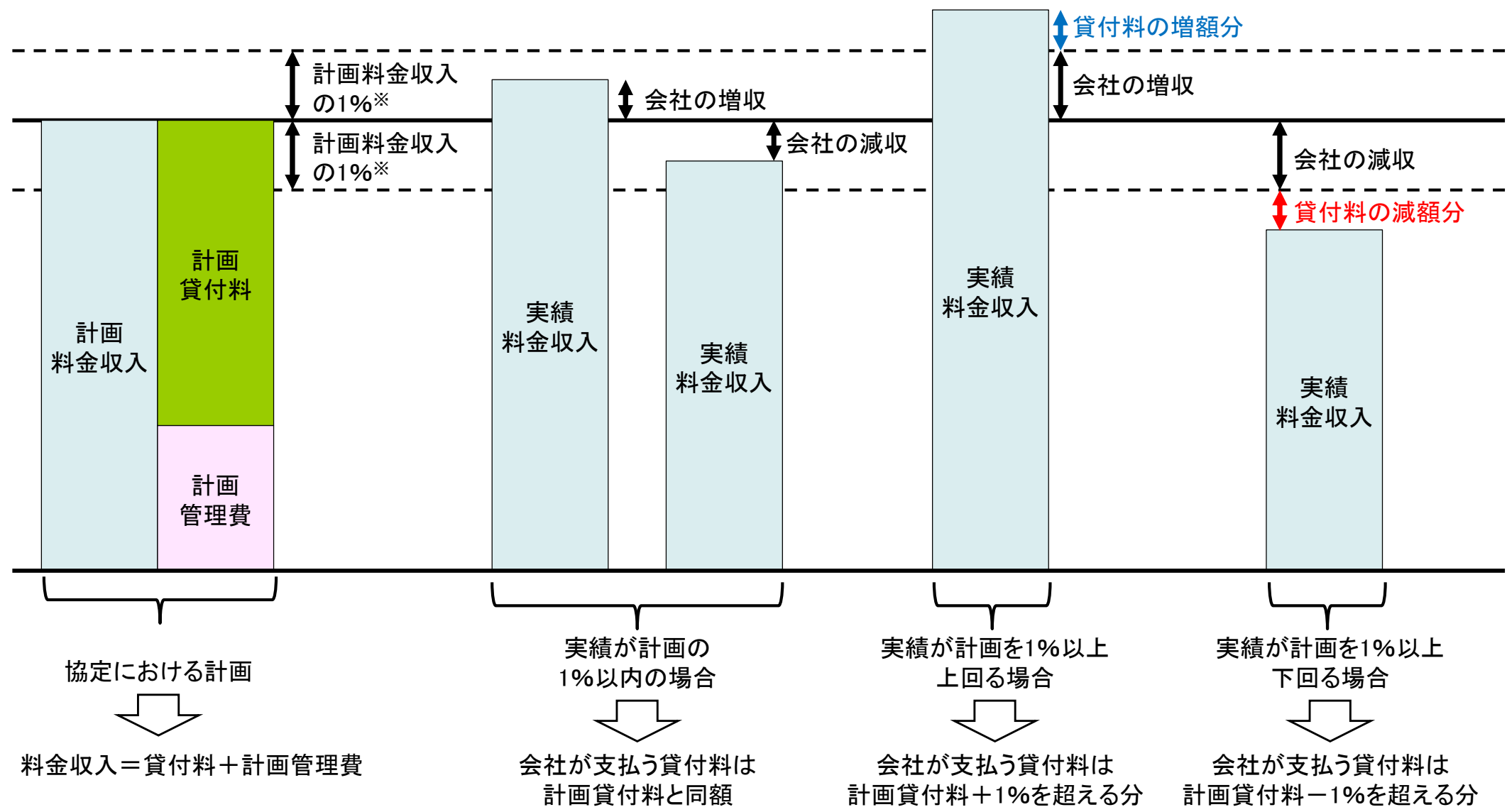


参考資料

参考 変動貸付料(変動賃借料)の仕組み



※1%は全国路線網、地域路線網の場合。一の路線は個別に設定。
過去、貸付料がゼロとなる事象が発生した事例あり

○道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令三百十九号) (抄)

(全国路線網に属する会社管理高速道路等に係る料金の額の基準)

第八条 会社管理高速道路(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。)第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路(以下「全国路線網高速道路」という。))及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路(以下「地域路線網高速道路」という。))に限る。以下この条において同じ。)又は法第十二条第一項の許可に係る道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 会社管理高速道路について法第三条第一項又は第六項の料金の額を定めようとするときには、機構法第十三条第一項に規定する協定(以下単に「協定」という。))の対象となる高速道路 (当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分。次条第一号において同じ。))ごとに、料金の徴収期間において徴収することとなる料金の額の合計額(以下「料金徴収総額」という。))が、当該徴収期間において支払うこととなる法第二十三条第一項第一号の貸付料の額の合計額及び当該徴収期間において必要となる当該高速道路に係る第五条各号に掲げる費用の額の合計額の合算額から当該徴収期間において徴収することとなる当該高速道路に係る割増金及び負担金の額その他得ることとなる当該高速道路に係る高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第五条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に係る同項第六号の事業を含む。))に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。

○高速道路会社の概要

	東日本高速 道路株式会社	中日本高速 道路株式会社	西日本高速 道路株式会社	首都高速 道路株式会社	阪神高速 道路株式会社	本州四国連絡 高速道路株式 会社
上場状況	非上場	非上場	非上場	非上場	非上場	非上場
金商法 適用状況	適用	適用	適用	適用	適用	非適用
資本金	525億円	650億円	475億円	135億円	100億円	40億円
出資割合 (国:地方)	100:0	100:0	100:0	50:50※	50:50	67:33
高速道路料金 収入 (R7年度実績)	8,547億円	7,054億円	8,043億円	2,756億円	1,923億円	702億円

※国の所有株式数割合 49.99%